

- 1 感染症対策を徹底した上で介護サービスを提供するために必要な経費を支援します
- 2 在宅介護サービスの利用再開に向けた環境整備の取組について支援します
- 3 在宅介護サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけの取組について支援します

1 感染症対策の支援

- 対象事業所：令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要な**かかり増し経費**が発生したすべての介護サービス事業所・施設など
- 支援対象経費：かかりまし経費
（例）感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、感染発生時対応・衛生用品保管などに使える多機能型簡易居室の設置、感染防止のため発生する追加的人件費、自転車・自動車の購入費用、ICT機器の購入費用 など
- 補助上限額：サービス類型毎に設定（※詳細は別添のとおり）
（例）通所介護（通常規模型）89.2万円、訪問介護53.4万円、特養3.8万円×定員数
- 補助金交付方法：精算払
- 補助申請期間：令和2年10月1日から令和2年11月30日まで
※申請期限までに納品等が完了しない場合、申請の延長可。
※詳細は、県ホームページを確認してください。
- その他：明細書等（参考様式有）の作成及び納品・領収書等の保管をお願いします。

2 在宅サービス事業所における環境整備

- 対象事業所：令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所
- 支援対象経費：「3つの密」を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する以下のようなものの購入費用など
（例）長机、飛沫防止パネル、換気設備、自転車、ICT機器、内装改修費 など
- 補助上限額：20万円（※詳細は別添のとおり）
- 補助金交付方法：精算払
- 補助申請期間：令和2年10月1日から令和2年11月30日まで
※申請期限までに納品等が完了しない場合、申請の延長可。
※詳細は、県ホームページを確認してください。
- その他：明細書等（参考様式有）の作成及び納品・領収書等の保管をお願いします。

3 在宅サービス事業所による利用者への再開支援

- 対象事業所：令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開のための支援を行った在宅サービス事業所
- 補助額：1利用者あたり1,500円～6,000円（※詳細は別添のとおり）
- 補助金交付方法：精算払
- 補助申請期間：令和2年10月1日から令和3年2月28日まで
- 補助対象：令和2年4月1日から令和3年2月28日までに利用再開支援を行ったもの

【①感染症対策の支援】

Q1 感染対策の支援金の支給の対象サービスを具体的に教えてください。サ高住は含まれますか。

A1 介護保険法で指定を受けるサービスが対象となるほか、サ高住や有料老人ホームも対象になります。

Q2 感染対策の支援について、どのような費用が対象となりますか。

A2 令和2年4月1日から申請日までにかかる以下のような費用が対象となります。詳細は都道府県にお問い合わせください。

(対象経費の例)

衛生用品等の感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、(研修受講等に要する)旅費・宿泊費、受講費用等、多機能型簡易居室の設置等、消毒費用・清掃費用、感染防止のための増員のため発生する追加的人件費や職業紹介手数料、自動車・自転車の購入又はリース費用、ICT機器の購入又はリース費用(通信費用を除く)、普段と異なる場所でのサービスを実施する際の賃料・物品の使用料職員の交通費、利用者の送迎に係る費用

【②在宅サービス事業所における環境整備】

Q3 どのような事業所が対象となりますか。

A3 在宅サービス事業所(訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、多機能型サービス事業所)が対象となります。

Q4 「①感染症対策の支援」と「②在宅サービス事業所における環境整備」のどちらも補助は受けられますか。

A4 それぞれの目的に沿っていれば、両方から補助を受けることは可能です。

【③在宅サービス事業所による利用者への再開支援】

Q5 どのような事業所が対象となりますか。

A5 在宅サービス事業所(訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、多機能型サービス事業所)及び居宅介護支援事業所が対象となります。

Q6 利用休止中の利用者の休止期間はどのくらいの期間となりますか。

A6 過去1か月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者が対象となります。

【共通事項】

Q7 当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額について、どのように対応すればよいか。

A7 あらかじめ額が明らかな場合は、当該額を減額して申請してください。その後の事業所等の申告等が完了して当該額が確定した場合は、仕入に係る消費税等相当額報告書により報告するとともに、返還がある場合は対応してください。

Q8 みなし指定により介護サービス事業所となっている医療機関・薬局等のうち、介護サービスの提供を行っていない(介護報酬の請求を行っていない)医療機関・薬局等について補助対象事業所となるのか。

A8 1月15日以降に介護報酬の請求実績がある事業所は補助対象となります。